

法制審議会  
被収容人員適正化方策に関する部会  
第17回会議 議事録

第1 日 時 平成20年10月7日（火） 自 午後1時03分  
至 午後1時12分

第2 場 所 法務省第1会議室

第3 議 題 被収容人員の適正化を図るとともに、犯罪者の再犯防止・社会復帰を促進する  
という観点から、刑事施設に収容しないで行う処遇等の在り方等について

第4 議 事 (次のとおり)

- それでは、予定の時刻となりましたので、ただ今から、法制審議会被收容人員適正化方策に関する部会の第17回会議を開催いたします。

(委員の異動紹介につき省略)

- 前回の会議では、本日の議論について、改めて皆様にお諮りすることといたしておりましたが、前回の会議までに、当部会の諮問に係る各テーマについて、二巡目の議論が終わったところですので、私といたしましては、本日の会議では、この機会に、今後の当部会における審議の進め方について御議論いただくのが適当であろうと考えております。

ただ、「審議の進め方」とだけ申しまして、やや抽象的になりますので、まず、私の方から、今後の審議の進め方についての具体案を提案させていただき、これについて皆様の御意見を伺うという形で、御議論いただくのがよろしいのではないかと考えております。

これまでの当部会における審議の経緯を振り返ってみますと、当部会は、「被收容人員の適正化を図るとともに、犯罪者の再犯防止及び社会復帰を促進するという観点から」「刑事施設に收容しないで行う処遇等の在り方」につきまして、審議してまいりました。

この諮問は、刑事司法の幅広い分野にわたる、いずれも非常に重要な事項についての検討を要するものでありますことから、これまでの会議では、主な検討事項として考えられる様々なテーマにつきまして、約2年間にわたって16回の会議を開き、自由討議的に御議論をいただいていたところでございます。

そして、このような議論の積み重ねの中で、今後、具体的な法整備につながる可能性のあるものが幾つか見えてきたように思われます。

具体的に申しますと、「社会奉仕を義務付ける制度の導入の当否」のテーマの中で議論いたしました様々な制度のうち、保護観察の一内容としていわゆる社会奉仕活動を行う制度と、「その他の社会内処遇及び中間処遇の在り方」のテーマの中で議論いたしました様々な制度のうち、刑の一部の執行猶予を可能とする制度の二つであります。

これらについては、これまでの御議論では、ある程度具体的な制度案が議論されるとともに、このような制度導入を支持する御意見が多く見られましたので、法整備につながる可能性があると思われます。

そこで、私といたしましては、保護観察の一内容として社会奉仕活動を行う制度と、刑の一部の執行猶予を可能とする制度の二つに検討対象を絞りまして、これらについて、法整備に向けた具体的な議論を行っていくのが望ましいのではないかと考えております。

もちろん、このほかにも様々なテーマが検討され、いずれについての御議論も非常に充実したものであり、そこでなされた議論は、今後、参考とされるべき内容を多く含むものであります。ただ、当部会として、諮問事項に対し、法整備に向けた答申案を示すという観点から考えますと、今申し上げた二つの制度について御議論を深めていただくべきものではないかと考えております。

そこで、今後の当部会の進行につきまして、先ほど申し上げました二つの制度に検討対象を絞り、これらについて法整備に向けた具体的な議論を行っていくという、ただ今の提案につき

まして、皆様の御意見を賜りたいと存じます。よろしく願いいたします。

この点、いかがでしょうか。

御意見はございませんでしょうか。

そういうことでよろしゅうございましょうか。

それでは、特に御異論がございませんようですので、今後の当部会の進行につきましては、先ほどの提案のように進めさせていただきたいと存じます。

また、もう一点皆様にお諮りしたいと思うのですが、先ほど申し上げました二つの制度について、法整備に向けた具体的な議論を行っていく場合、この議論をより充実したものにするためには、各制度についての具体的な制度案を、言わばたたき台として御議論いただくのがよろしいのではないかと考えております。

そこで、これまでの当部会における議論を踏まえ、事務当局に、その両制度についての試案を作成してもらい、次回以降の会議で、その試案をたたき台として御議論いただくというのが適当と思われませんが、この点につきまして、皆様方の御意見を承りたいと存じます。よろしく願いいたします。

いかがでしょうか。

そういうことでよろしゅうございましょうか。

御異論がございませんようですので、これまでの御議論を踏まえて、事務当局に、たたき台となる試案を作成していただきたいと存じます。事務当局には、よろしく願いいたします。

次回部会の日時・場所等についてですが、皆様に、たたき台の試案をお示しするには多少の時間がかかると考えられますので、その点にも配慮いたしまして、部会を進行するのが相当と考えております。

そこで、次回部会の日時・場所については、追って指定するのが相当であると思いますが、その点について御意見がございましたら、よろしく願いいたします。

その点、そういうことでよろしゅうございましょうか。

では、特に御異論がないようですので、次回の日時・場所につきましては、追って指定とさせていただきます。

それでは、本日はこれで散会といたします。どうもありがとうございました。

—了—